

(例示)

PCB廃棄物保管状況点検記録簿

点 検 日	令和 年 月 日
点検者氏名	

場所	点 検 内 容	異常の有無	異常内容／処置内容
保管施設	周囲の囲いに破損・排除はないか	有 ・ 無	
	掲示板の破損・紛失はないか	有 ・ 無	
	掲示内容に変更・欠落はないか	有 ・ 無	
	周囲への飛散・流出はないか	有 ・ 無	
	床面に亀裂・破損はないか	有 ・ 無	
	浸水の形跡はないか	有 ・ 無	
	壁・天井・扉等に破損はないか＊	有 ・ 無	
	雨漏りの形跡はないか＊	有 ・ 無	
	室内温度が高温でないか＊	有 ・ 無	
	暖房等、火気使用の形跡はないか	有 ・ 無	
	他の廃棄物と混在していないか	有 ・ 無	
	保管台数に異常はないか	有 ・ 無	
	異常な臭気はないか	有 ・ 無	
保管容器	表示の汚損等はないか	有 ・ 無	
	密閉されているか	有 ・ 無	
	腐食・亀裂・破損はないか	有 ・ 無	
	変形はないか	有 ・ 無	
	転倒・荷崩れはないか	有 ・ 無	
	油漏れ、にじみはないか	有 ・ 無	
電気機器	表示の汚損等はないか	有 ・ 無	
	腐食・亀裂・破損はないか	有 ・ 無	
	変形はないか	有 ・ 無	
	転倒はないか	有 ・ 無	
	油漏れ、にじみはないか	有 ・ 無	

注) ＊印の項目は、屋外保管の場合は対象外である。ただし、屋外保管は、屋外設置を前提として製造された柱上トランスや地上置き型トランス等の電気機器やドラム缶等の密閉型保管容器に保管された場合に限ります。

(参考)

特別管理産業廃棄物保管基準（PCB関係抜粋）
＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13＞

PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する必要がありますが、その内容は次のとおりです。

なお、PCB廃棄物は屋内保管が一般的で、屋外保管は特定の電気機器等特殊な場合に限られるところから、当該保管の部分の規定は省略していますので注意してください。

- 1 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の過重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。＜1号イ＞
- 2 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。＜1号ロ＞
 - (1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - イ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ロ 保管する特別管理産業廃棄物の種類（PCB廃棄物）
 - ハ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）
- 3 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。＜2号＞
 - (1) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。＜2号イ＞
 - (2) その他必要な措置（ワイヤー固定等転倒防止措置、トレイ収納等汚染防止措置等）
＜2号ハ＞
- 4 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。＜3号＞
- 5 特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物）に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。＜4号＞
- 6 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置＜5号イ＞
- 7 ポリ塩化ビフェニル汚染物であって環境大臣が定めるもの^{*}にあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。＜5号ハ＞

※環境大臣が定めるものとは廃蛍光灯用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であって、かつ、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの（コンデンサと充填物の接合が電線のみにより行われているものであって、膨張、腐食等により、当該コンデンサからポリ塩化ビフェニルの漏れいが認められないものを除く。）としている。

＜平成27年11月24日環廃産発第1511242号＞
- 8 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあっては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置＜5号ニ＞